

市民の皆様へ

「ごみの分別方法等の変更」に関する住民説明会の開催について

本市では、神栖市との共同事業により「新可燃ごみ処理施設」の整備を計画的に進めてきました。当該施設が、令和6年4月1日から稼働することに伴い、可燃ごみの処理が「RDF（ごみ固形燃料）化処理」から「焼却処理」へ移行するため、不燃ごみの一部が可燃ごみに変更となります。

つきましては、ごみ分別変更等に係る住民説明会を下記のとおり開催しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

本市における一般廃棄物の適正処理と施設の効率的な運営を図るため、“ごみの減量化・資源化の取組み”にご協力をよろしくお願いいたします。

1 分別方法の変更に関する住民説明会の開催について

令和5年 12月6日（水）18：30～ 大野公民館会議室 A・B
12月7日（木）18：30～ 鹿嶋市役所 3階会議室

2 分別区分が『不燃ごみ』から『可燃ごみ』に変更となる主なものについて

- ゴム製品・その他 …… ランドセル、くつ、ボール、かばん、ゴム手袋、長ぐつなど
ぬいぐるみ、梱包用発泡スチロール、貝殻、使い捨てカイロ、乾燥剤など
- 長いプラスチック類 …… ホース、PPバンド、ロープなど
- 繊維類^{※注1} …… 衣類やマット類、座布団、まくら、ぬいぐるみなど
- 竹・竹製品^{※注2} …… （竹）長さ50cm以下で、割った状態で束ねたもの
（竹製品）50cm以内の大きさのもの
- 木材、剪定木^{※注2} …… 長さ50cm以下で、太さ20cm以下にしたものを束ねたもの



※注1：リユース（繰り返し使うこと）できない繊維類は、『可燃ごみ』として排出できます。

※注2：長いものは、市指定袋に入れるサイズに切断すれば『可燃ごみ』として排出できます。

<分別変更に係る比較表>

区分	変更前（現行）	変更後（R6.4.1～）
可燃ごみ	台所ごみ 紙くず等 家庭用廃食油 雑草・木くず等 やわらかいプラスチック類	台所ごみ 紙くず等 家庭用廃食油 雑草・木くず等 やわらかいプラスチック類 ゴム製品・皮製品 木材 剪定木 竹・竹製品 長いプラスチック類 リユースできない繊維類
不燃ごみ	金属 小型電化製品 陶磁器 ガラス類 プラスチック（かたい・長い物） ゴム製品 皮製品 竹製品 繊維類（全て）	金属 小型電化製品 陶磁器 ガラス類 かたいプラスチック類

※令和6年1月中旬頃に、分別変更等の内容を記載したガイドブックを市内の全世帯に郵送する予定です。